

東北運輸局自動車運送事業の運行管理者表彰規程

平成19年3月29日 達第37号
改正平成24年3月22日 達第8号

(趣旨)

第1条 東北運輸局における自動車運送事業の運行管理者表彰については、国土交通省表彰規則(平成13年国土交通省訓令第53号)の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(表彰の目的)

第2条 この表彰は、自動車運送事業の運行管理者について、運行管理業務において優良であると認められる者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語等の定義は以下のとおりとする。

(1)『運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績』

定期的な安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等の具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されているものをいう。

(2)『運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施』

関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施するとともに、必要な講習を受講している者を指し、運行管理業務を補助者任せとする等事実上名目だけの運行管理者である者を除く。

(3)『勤務状態等が優良』

無断欠勤や遅刻等が常習化している等、世間一般的に勤務状態に問題があると認められる者ではなく、かつ、所定期間において無事故無違反であるとともに、刑罰がない者をいう。

(4)『道路交通法第108条の34に基づく通報のあった事故及び違反』

「道路交通法第108条の34に基づく通知の強化措置への対応について」(平成15年1月30日付け国総貨複第162号、国自総第439号、国自旅第189号、国自貨第73号)に基づく通報がなされる事故及び違反をいう。

(5)『重大事故』

自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）第2条第1号から第10号及び第13号から第15号に規定する事故をいう。

（6）『運行管理上最も責任ある者』

前2号の事故及び違反を引き起こした運転者の当該運行開始時における点呼やその他指示を行った者若しくは当該事故の自動車事故報告書の運行管理者欄に記入されている者をいう。

（7）『運行管理者資格者証の返納の処分等』

運行管理者資格者証の返納命令発令基準に基づく返納命令、警告及び勧告をいう。

（8）『行政処分等』

輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、自動車その他輸送施設の使用停止処分、事業停止処分及び許可の取消処分をいう。

なお、「行政処分等を受けるおそれ」とは、監査が行われ処分が未定である状態をいう。

（表彰基準）

第4条 この表彰は、管内における事業者の営業所ごとに選任されている運行管理者であって、現に運行管理業務を行っている者のうち、運輸支局における自動車運送事業の運行管理者表彰を受賞し、運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有し、運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施しており、勤務状態等が優良であるとともに、所定期間以上の期間について次の各号に該当せずに輸送の安全確保に努めたと認められる者に対して行う。

- （1）運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第108条の34に基づく通報のなされる事故及び違反について、運行管理上、最も責任ある者
- （2）運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任ある者
- （3）運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者
- （4）運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合

（所定期間等）

第5条 前条における所定期間は、運輸支局における自動車運送事業の運行管理者表彰を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年間とする。

- 2 ただし、前条各号の要件に該当した場合の所定期間は、以下のとおりとする。
- (1) 前条第1号又は第2号に該当した場合にあっては、当該事故または違反のあった日の翌日から新たに起算して5年間
 - (2) 前条第3号に該当した場合にあっては、その後再び運行管理者として選任された日、もしくは、警告又は勧告がなされた日の翌日から新たに起算して5年間
 - (3) 前条第4号に該当した場合にあっては、当該行政処分等終了日の翌日から新たに起算して5年間
- 3 前条における「運行管理者としての従事期間」及び「所定期間以上の期間」については、4月1日現在における経過期間とする。

(表彰内容)

第6条 表彰は、運輸局長が別紙1号様式による表彰状を授与して行う。

(表彰手続き)

第7条 事業者は、自社の運行管理者（以下「候補者」という。）に表彰を受けさせようとするときは、次の各号に掲げる書類を3部（うち2部は写しでも可）添えて、毎年7月20日までに当該候補者が選任されている営業所を所轄する運輸支局長に推薦するものとする。

- (1) 候補者が第4条各号に該当しない者であることを証する書面（2号様式）
- (2) 候補者の功績調書（3号様式）
- (3) 候補者の履歴書（4号様式）
- (4) 候補者の過去5年間の無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）
- (5) 候補者の刑罰等に関する自認書（5号様式）
- (6) 当該事業者が加入する事業者団体（原則、当省所管の自動車関係団体及びその傘下団体であって、都道府県を単位として活動している団体とする。）の長の推薦書（6号様式）

(表彰候補者の上申)

第8条 運輸支局長は、事業者から前条の推薦を受けた時は、第4条について当該候補者に係る内容を精査し、意見を付して遅滞なく運輸局長に上申するものとする。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、毎年11月に行う。

(表彰の取消)

第10条 運輸局長は、この表彰を受賞後、当該受賞者が当該表彰を受けることが適当でないと判断される事実が判明したときは、当該表彰は取り消すことができる。

(雑則)

第11条 候補者の選考にあたっては、次のことに留意するものとする。

(1) 候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く、表彰するにふさわしい者を選考することとし、同一事業者から、同時に、多数の候補者を推薦することは避けるものとする。

(2) 候補者が次の①に該当する場合は、表彰の対象としない。また、候補者又は当該事業者が、次の②に該当する場合は、原則として、一定の期間表彰の対象としないこととする。

① 破産者

② 訴訟が継続中の場合、最近において事故、事件等があった場合、法令違反等により行政上または司法上の取調べ、立ち入り検査等を受けた場合、刑の確定又は行政処分を受けた場合、その他表彰することが適当でないような新聞、雑誌等に報道された場合等

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるところによる。

附則

この達は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月22日 達第8号）

この達は、平成24年4月1日から適用する。